

目次

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 土地の区画形質の変更等に関する措置（第5条～第6条）

第3章 公害発生源の措置

第1節 特殊工場に関する措置（第7条～第20条）

第2節 特定工場に関する措置（第21条～第27条）

第3節 建設工事に関する措置（第28条～第29条）

第4節 生活環境を阻害する行為に関する措置（第30条～第31条）

第4章 雑則（第32条～第35条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、守山市の生活環境を保全する条例（昭和51年条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「ばい煙」とは、次に掲げる物質をいう。

- (1) 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物
- (2) 燃料その他の物の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
- (3) 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、人の健康または生活環境に係る被害が生じるおそれがあるカドミウム、カドミウム化合物、塩素、塩化水素、弗素、弗化水素、弗化珪素、鉛、鉛化合物および窒素酸化物
- (4) 物の機械的処理に伴い発生するカドミウム、カドミウム化合物、鉛および鉛化合物
- (5) 物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生するアンチモン、アンチモン化合物およびフェノール類

2 この規則において「揮発性有機化合物」とは、大気中に排出され、または飛散したときに気体である有機化合物をいう。

3 この規則において「粉じん」とは、物の破碎、選別その他の機械的処理またはたい積に伴い発生し、または飛散する物質をいう。

（特定工場）

第3条 条例第2条第4号に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する工場等とする。

- (1) 汚水の発生に係る施設（以下「汚水発生施設」という。）で水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1（第1号の2、第66号の3から第68号の2まで、第69

号の3、第70号の2、第72号および第74号を除く。) 滋賀県公害防止条例施行規則(昭和48年滋賀県規則第10号)別表第1(第1項から第66項の2まで、第67項、第68項、第69項、第69項の2、第70項、第71項から第71項の6までおよび第73項を除く。)ならびに別表第1に掲げる施設を有する工場等

(2) ばい煙および粉じんの発生に係る施設(以下「ばい煙等発生施設」という。)で別表第2に掲げる施設を有する工場等

(3) 揮発性有機化合物排出に係る施設(以下「揮発性有機化合物排出施設」という。)で大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号)別表第1の2に掲げる施設を有する工場等

(4) 騒音および振動の発生に係る施設(以下「騒音振動発生施設」という。)で別表第3に掲げる施設を有する工場等

(特定建設作業)

第4条 条例第2条第5号に規定する規則で定めるものは、別表第4に掲げるものとする。

第2章 土地の区画形質の変更等に関する措置

(事前協議における事業の範囲)

第5条 条例第31条第2項に規定する規則で定める事業は、次に掲げるものとする。

(1) 開発行為をする土地(以下「開発区域」という。)の面積が500平方メートル以上で次の開発事業

ア 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為

イ 建築物の建築を伴わない資材置場、露天駐車場、グラウンド等の造成事業

(2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく、建築物を建築する事業で次によるもの(既存建築物の建替え等で用途を変えないで、建築延床面積、階数および戸数が従前の規模と同等以下の場合を除く。)

ア 住宅等(共同住宅、社宅、寮等を含む。)で、計画戸数が3戸以上の建築物を建築する事業

イ 住宅等以外の目的で、建築延床面積が300平方メートル以上の建築物を建築する事業

(3) 都市計画法に基づく開発許可を要する事業

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が計画的なまちづくりを進めるうえで必要と認める開発行為または建築物を建築する事業

(5) 条例第2条第3号および第4号の施設を設置する事業

(6) その他生活環境を阻害するおそれのある事業で次に掲げる施設を使用して行う事業

ア 工場および事業場 物品の製造、加工、洗浄、塗装および解体等の目的に供する建築物その他の施設で床面積の合計が50平方メートル以上または敷地面積が150平方メートル以上のもの

イ 駐車場 自動車を路上外で格納し、または駐車のために供する建築物、その他の施設で床面積の合計が50平方メートル以上または敷地面積が150平方メートル以上のもの

ウ 倉庫および物置場 物品の保管のために供する建築物その他の施設で床面積の合計が50平方メートル以上または敷地面積が150平方メートル以上のもの

エ 給油取扱所 固定した給油設備により自動車および原動機付自転車の燃料タンクに直接給油するための建築物その他の施設

(事前協議)

第6条 事前協議を行う場合は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 前条第1号から第4号に係る事業の場合は、守山市開発行為指導要綱(平成17年告示第39号)第5条第1項の規定による開発行為事業事前審査願をもって行う。

(2) 前条第5号の場合は、事前協議書(別記様式第1号(その1))による。

(3) 前条第6号の場合は、事前協議書(別記様式第1号(その2))による。

第3章 公害発生源の措置

第1節 特殊工場に関する措置

(特殊工場の設置の許可)

第7条 条例第32条第1項に規定する申請書は、特殊工場設置許可申請(使用届出)書(別記様式第2号)とする。

2 条例第32条第1項第7号に規定するその他規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 資本金、従業員数、作業時間および主要生産品目

(2) 付近の状況

(3) 作業の工程図

(4) 緩衝地帯設置の状況

(経過措置に伴う届出)

第8条 条例第33条第1項に規定する届出は、特殊工場設置許可申請(使用届出)書によって行わなければならない。

(特殊工場の変更の許可)

第9条 条例第34条第1項の規定による変更申請書は、特殊工場変更許可申請書(別記様式第3号)とする。

(氏名の変更等の届出)

第10条 条例第35条の規定による届出は、条例第32条第1項第1号に掲げる事項の変更に係る場合にあっては、特殊工場(特定工場)氏名等変更届出書(別記様式第4号)によって、特殊工場廃止に係る場合にあっては、特殊工場(特定工場)廃止届出書(別記様式第5号)によって行わなければならない。

(許可等の通知)

第11条 市長は、第7条および第9条の規定による申請書を受理した時は、受理した日から起算して60日以内に申請者に対し、条例第32条第2項および第3項の規定による許可をし、または許可しない旨の通知をするものとする。

2 前項に規定する許可をし、または許可をしないときは、当該申請者に対し、特殊工場設置(変更)許可書(別記様式第6号(その1))または特殊工場設置(変更)不許可通知書(別記様式第6号(その2))により通知するものとする。

(完了届)

第12条 条例第36条第1項に規定する規則で定める完了届は、特殊工場設置(変更)工事完了届出書(別記様式第7号)とする。

(認定等の通知)

第13条 市長は、条例第36条第1項の規定による届出を受理したときは、受理した日から起算して30日以内に同条第2項の規定に基づき認定し、または認定しない旨の通知をするものとする。

2 前項に規定する認定の通知は、認定書(別記様式第8号)によって行うものとする。

(承継)

第14条 条例第37条第3項の規定による地位の承継の届出は、承継届出書(別記様式第9号)に承継の事実を証する書類を添付して行わなければならない。

(規制の基準)

第15条 条例第38条第2項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) ばい煙等発生施設の設備基準ならびにばい煙および粉じんに係る規制基準は、別表第5に掲げるものとする。

(2) 揮発性有機化合物排出施設の設備基準および揮発性有機化合物に係る規制基準は、大気汚染防止法施行規則(昭和46年通令第1号)別表第5の2に掲げるものとする。

(3) 汚水に係る規制基準は、別表第6に掲げるものとする。

(4) 条例第40条の3第1項に規定する特定有害物質および特定有害物質の地下水に係る規制基準は、別表第7に掲げるものとする。

(5) 騒音に係る規制基準は、別表第8に掲げるものとする。

(6) 振動に係る規制基準は、別表第9に掲げるものとする。

(産業廃棄物の処理報告)

第16条 条例第40条第2項の規定による産業廃棄物に関する報告は、毎年1回産業廃棄物報告書(別記様式第10号)によって行わなければならない。

(測定および記録)

第17条 条例第40条の2に規定する規則で定める規模は、次のいずれかに該当する工場等とする。

(1) 1日の排水量が1,000立方メートル以上である工場等

- (2) 1日の液体燃料使用量が10キロリットル以上、1日の気体燃料使用量が16,000立方メートル以上、1日の固体燃料使用量が16,000キログラム以上または1時間当たりの排出ガス量が10,000立方メートル以上である工場等
- 2 条例第40条の2の規定による特殊工場から排出される水の状態の測定は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 排出水の汚染状態の測定は、別表第6の付表に掲げる測定方法により毎週1回以上行うこと。
- (2) 排出水の量の測定は、特殊工場の排水口において、日本工業規格(以下「規格」という。)K0102の3.2に定める測定方法により毎日1回以上行うこと。ただし、排水口において測定することが困難な場合は、使用する水量から測定することができる。
- 3 条例第40条の2の規定による特殊工場から排出されるばい煙の状態の測定は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) いおう酸化物に係るばい煙量の測定は、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるばい煙量が、温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算して毎時10立方メートル以上のばい煙発生施設について、別表第5第1項備考に掲げるいおう酸化物に係るばい煙量の測定法により、2月を超えない作業期間ごとに1回以上行うこと。
- (2) いおう酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料のいおう含有率の測定は、別表第5第1項備考に掲げるいおう含有率の測定方法により行うこと。ただし、当該使用する燃料のいおう含有率が他の方法により確認できるときは、この限りではない。
- (3) ばいじんに係るばい煙濃度の測定は、別表第5第2項備考に掲げる測定法により、2月を超えない作業期間ごとに1回以上(ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時4万立方メートル未満のばい煙発生施設に係る測定については、年2回以上)行うこと。
- (4) 有害物質および第2条各号に掲げる物質に係るばい煙濃度の測定は、別表第5第3項備考に掲げる測定法により、2月を超えない作業期間ごとに1回以上(ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時4万立方メートル未満のばい煙発生施設に係る測定については年2回以上)行うこと。

(特定有害物質に係る届出)

- 第18条 条例第40条の3第1項の規定による届出は、特定有害物質使用届出書(別記様式第11号)によって行わなければならない。
- 2 条例第40条の3第2項の規定による届出は、特定有害物質使用変更届出書(別記様式第12号)によって行わなければならない。
- 3 条例第40条の3第3項の規定による届出は、特定有害物質使用廃止届出書(別記様式第13号)によって行わなければならない。

(表示板の掲示)

第19条 条例第41条の規定による表示板の掲示は、別記様式第14号によって行わなければならない。

2 特殊工場設置者は、前項の表示板の記載事項に変更が生じたときは、速やかに当該記載事項を変更しなければならない。

(事故の場合の措置)

第20条 条例第42条第2項の規定による事故の報告は、事故報告書(別記様式第15号)によって行わなければならない。

第2節 特定工場に関する措置

(特定工場の設置等の届出)

第21条 条例第47条および第48条第1項の規定による届出は、特定工場設置(使用)届出書(別記様式第16号)によって行わなければならない。

2 条例第47条第1項第7号に規定するその他規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 資本金、従業員数、作業時間および主要生産品目

(2) 付近の状況

(3) 作業工程図

(4) 緩衝地帯設置の状況

(特定工場の変更の届出)

第22条 条例第49条の規定による届出は、特定工場変更届出書(別記様式第17号)によって行わなければならない。

(氏名の変更等の届出)

第23条 条例第51条の規定による氏名の変更等の届出は、条例第47条第1号に掲げる事項の変更に係る場合にあっては、特殊工場(特定工場)氏名等変更届出書によって、特定工場廃止に係る場合にあっては、特殊工場(特定工場)廃止届出書によって行わなければならない。

(承継)

第24条 条例第51条の2第3項の規定による地位の承継の届出は、承継届出書に承継の事実を証する書類を添付して行わなければならない。

(規制の基準)

第25条 条例第51条の3第2項に規定する規則で定める基準は、第15条の規定を準用する。

(廃棄物の処理等)

第26条 条例第51条の5第2項の規定による産業廃棄物に関する報告は、毎年1回産業廃棄物報告書によって行わなければならない。

(事故の場合の措置)

第27条 条例第52条第2項の規定による事故の報告は、事故報告書によって行わなければならない。

ならない。

第3節 建設工事に関する措置

(特定建設作業の規則基準)

第28条 条例第55条第2項の規定により規則で定める基準は、別表第10に掲げるものとする。

(特定建設作業実施の届出)

第29条 条例第56条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項を記載した特定建設作業実施届出書(別記様式第18号)によって行わなければならない。

- (1) 氏名および住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)
- (2) 建設工事の目的に係る施設または工作物の種類
- (3) 特定建設作業の種類
- (4) 特定建設作業に使用される別表第4に掲げる機械の名称、型式および仕様
- (5) 特定建設作業の場所および実施期日
- (6) 特定建設作業の開始および終了の時間
- (7) 騒音、振動等防止の方法
- (8) その他市長が必要と認める事項

第4節 生活環境を阻害する行為に関する措置

(生活騒音・振動に係る規制基準)

第30条 条例第58条第1項に規定する生活騒音・振動および生活騒音・振動に係る規制基準は、別表第11に掲げるものとする。

(空地等の管理)

第31条 条例第64条の規定により空地等の雑草等を除去し、空地等を適正に管理することによって市民の健康な生活環境を清潔に保持し、犯罪および火災の防止を図るため、必要な事項については、別に規則で定める。

第5章 雑則

(身分証明書の様式)

第32条 条例第69条第2項に規定する証明書は、別記様式第19号のとおりとする。

(申請書等の提出部数)

第33条 条例の規定による申請または届出は、申請書または届出書(この規則に定めるそれぞれの関係書類を含む。)の正本にその写しを一部添えて提出しなければならない。

(受理書)

第34条 市長は、条例第33条、第47条、第48条および第49条に規定する届出を受理したときは、受理書(別記様式第20号)を当該届出をした者に交付するものとする。

(委任)

第35条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し、必要な事項は、市長が別

に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和54年2月1日から施行する。

(条例の施行期日)

2 守山市の生活環境を保全する条例(昭和51年条例第26号)付則第1項および守山市の生活環境を保全する条例の一部を改正する条例(昭和53年条例第19号)付則第1項に規定する規則で定める日は、昭和54年2月1日とする。

付 則(昭和56年6月5日規則第10号)

この規則は、昭和56年6月15日から施行する。

付 則(昭和61年4月1日規則第12号)

この規則は、昭和61年6月1日から施行する。

付 則(昭和62年3月31日規則第4号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則(平成18年9月29日規則第61号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年9月29日から施行する。

(条例の施行期日)

2 守山市の生活環境を保全する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第23号)付則第1項に規定する改正規定の施行期日は、平成18年9月29日とする。